

## 新たな生活をスタートする若者を支援しています！

問 政策企画課企画統計係 ☎内線315、316

松浦市では就職や結婚など新たな生活を始める若者を応援するため、「若者新生活応援事業」に取り組んでいます。奨励金を受け取るには、申請手続きが必要です。下記の支給対象に該当する人は、お早めの申請をお願いいたします。制度の詳細は、問合せ先までお尋ねください。

区 分	ふるさと就職奨励金	新生活奨励金	
		賃貸住宅入居	結婚
対象者	2015年4月1日～2020年3月31日の期間内に就職または転入・結婚 転入または学校卒業から1年以内に就職し、引き続き市内に5年以上居住する人	転入と同時に賃貸住宅に入居した新規転入者（市外に1年以上居住）で、引き続き市内に5年以上居住する人	結婚後1年以内に住民となる者、または住民のうち結婚後引き続き住民となる者で、市内に5年以上居住する人
	<b>【新規学卒者】</b> ・採用時年齢が30歳未満 ・卒業等から1年以内に就職 <b>【UIターン者】</b> ・採用時年齢が45歳未満 ・転入から1年以内に就職	・賃貸住宅の契約者（公営住宅含む） ・転入時の年齢が45歳未満	・結婚時の年齢が45歳未満 ※夫婦のいずれか一方のみが受給可能
金額	1人につき、最大30万円分の地域振興券（5年間で分割して交付）	1世帯につき、最大30万円分の地域振興券（5年間で分割して交付）	

※2015年3月31日までに就職された人でも受給可能な場合がありますので、問合せ先までお尋ねください。



## 令和2年度コミュニティ助成事業 《宝くじ普及広報事業》

問 政策企画課企画統計係 ☎内線313

一般財団法人自治総合センターは、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するための事業を行っています。

### 【事業実施主体】

市町村、市町村が認めるコミュニティ組織（自治会、町内会など）、自主防災組織など

### 【助成事業の種類】

#### 1. 一般コミュニティ助成事業

対象：コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に関する事業

助成額：100万円～250万円

事業例：エアコン、テント、会議テーブル、椅子の購入など

#### 2. コミュニティセンター助成事業

対象：集会施設の建設または大規模修繕およびその施設に必要な備品の整備に関する事業

助成額：対象となる総事業費の5分の3以内に相当する額（ただし、1,500万円を上限とする）

事業例：集会所の建設や大規模修繕、レクリエーションルームの建設など

#### 3. 地域防災組織育成助成事業

対象：自主防災組織や消防団および婦人防火クラブなどにおける防災活動などに必要な設備や資機材などの整備に関する事業

助成額：30万円～200万円（事業区分による）

事業例：AED、可搬式消防ポンプ、救命ボートの購入など

#### 4. 青少年健全育成助成事業

対象：スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業など、主として親子で参加するソフト事業

助成額：30万円～100万円

事業例：各種親子レクリエーション大会など

### 【申請方法】

上記のほかにも事業メニューが用意されていますので、まずは、上記問合せ先へご相談ください。

※平成31年度の実施要綱を参考にしており、事業メニューが変更となる場合があります。

詳しくは、(財)自治総合センターホームページ内のコミュニティ助成事業のページでご確認ください。